

平成27年9月定例会 経済委員会（付託）
平成27年9月30日（水）
〔委員会の概要 農林水産部関係〕

岡委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時53分）

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 「とくしま水産創生ビジョン（仮称）」骨子（案）について（資料①）

犬伏農林水産部長

1点御報告させていただきます。

「とくしま水産創生ビジョン（仮称）」骨子（案）についてでございます。

お手元にお配りしております資料1の1ページを御覧ください。

本県の水産業を取り巻く状況は、就業者の減少や高齢化、所得の低迷など、大変厳しい状況が続いております。

そこで、本県水産業を「もうかる産業」に発展させ、明るい未来を創生するため、今後の水産行政の方向性を示す「とくしま水産創生ビジョン（仮称）」を策定してまいりたいと考えております。

計画期間といたしましては、平成27年度から平成30年度までの4年間とし、ビジョンの構成につきましては、（1）目指す姿といたしまして、水産業の明るい未来の創生を。

（2）目指す姿の実現に向けた基本方針といたしましては、意欲ある漁業者とのタイアップによる成功事例の創出、地域特性を生かした成長が見込まれる分野への重点投資などを掲げております。

（3）施策展開の基本方向・推進施策といたしましては、1、浜を支える意欲ある担い手づくり、2、次世代へつなぐ水産資源と漁場づくり、3、環境変化に対応できる競争力の高い産地づくり、4、安全・安心で活力ある浜づくりの四つの柱を掲げ、それぞれについて推進施策を取りまとめたいと考えております。

なお、詳細につきましては、2ページ以降に四つの柱ごとに記載しております。

また、ビジョンの策定に当たりましては、7月以降、漁業者の方々はもとより、市町村や加工・流通・販売事業者などの皆様から直接、御意見をお伺いするとともに、去る9月24日には、漁協のほか先駆的な研究に取り組まれている大学や企業の方、東京や大阪の水産物の流通・販売事業者の方、地元金融機関やマスコミ関係の方々を委員とする第1回目の「とくしま水産創生ビジョン（仮称）検討委員会」を開催したところであり、引き続き、具体的な施策について御意見、御提言をいただくこととしております。

今後、議会での御論議はもとより、パブリックコメントの意見等も踏まえ、年内をめど

に、本ビジョンを策定してまいりたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

岡委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

山田委員

実は、ナラ枯れの県内初確認ということで、広葉樹の伝染病ということが既に新聞報道され、被害規模から見て数年前から発生していたのではないかと。また、被害を減らすためには地域の特性を踏まえて長期的な視野で対策を立てることが必要だと専門家が指摘したという報道もされています。また、直接、林業への影響はないということも別の報道でされていますけれども、改めてこの現状と対策について御報告いただけますか。

市瀬次世代プロジェクト推進室長

ナラ枯れに関する質問をいただきました。既に新聞報道等で内容等については詳しく報告されておりますが、改めまして、ナラ枯れと言いますのは、カシノナガキクイムシという甲虫がブナ科の樹種、今回発見されましたのはウバメガシ、シイといった樹木の中に潜りまして、せん孔することによってナラ菌という病原菌が樹体の中にまん延して木が枯れていくというものでございます。このカシノナガキクイムシというのは、種類が日本海型と太平洋型と 2 種類ございまして、今回発見されましたのが太平洋型ということでございます。

被害の状況でございますが、本数として約 900 本で、場所は牟岐町と美波町の 2 町にわたっております。主に海岸縁でございまして、全体の面積は 5.47 ヘクタールでございますが、報道等の写真等でも見られましたとおり、森林の中の一部の特定の樹種だけが枯れているといったような状況でございます。数年前からという、一部研究者の報道もございましたが、もともとウバメガシ、シイにつきましては、もし虫が入ってもなかなか枯れた状況になりにくいといったような特徴もございまして、木全体が枯死するのに数年かかったり、実際、現状が出てくるまでには時間がかかるといったようなことでございます。今年、夏場の高温、少雨、こういったような状況の中で樹勢が衰えたことによって、顕在化したのではないかと推測しております。

対策でございますが、これから現在、発生している地域におきまして、関係者で連絡会議を設置しますとともに、一部に県有地もございますので、そちらのほうでまず伐採とか防除の対策を検討するというか、実際に実施してみるというようなところで、被害がまん延していくかどうかというのを常に監視するような体制をとっていきたいと考えております。

山田委員

今、ずっと言われたんですけれども、この被害はほかの広葉樹あるいは木材業界の関係するようなものには波及することはないのかということと、今後、詰めていって、当然、何らかの事業費ということにもなっていくんですけれども、その辺の見通しはどういうふうにお考えですか。

市瀬次世代プロジェクト推進室長

まず、ほかの樹種ということなんですが、今回のナラ枯れの特徴としましては、ブナ類以外には感染しませんので、もちろん杉とかヒノキとか、いわゆる林業用樹種には全く付くものではございません。それから、虫としては潜在的に日本古来の虫でございますので、外来のものでもございません。樹勢が衰えた木とか、こういった類のものが多くなると発生してくると伺っております。

予算的なものについては、これから県有林のほうで伐採をして、くん蒸とか薬剤処理をしたり、そういったものを順次実施していく中で、どの程度やれば、いわゆる虫が封じ込められるのか、これ以上発生しないのかといったような効果の程度も検証しながら、事業費にまいりたいと考えております。

山田委員

効果の点を検証して対策をとるということなので、専門家のほうでは長期的な視野で地域の特性を生かしてということも言われていますので、是非ともそういうことを踏まえて、その後ずっと対策に当たってほしいと思います。

次に、今回、事前委員会のときに部長のほうから、農林水産基本レポートと概要版と、そしてこの基本計画改定素案と3本出ました。これについて事前委員会で渡されて読む機会がなかったので、この間ずっと読んでみまして、幾つかの点を質問したいと思います。

まず、レポートのほうの第1に、食料自給率の向上というのが1ページ目に出されております。本県の食料自給率及び生産額ベース、カロリーベースが出ているわけですがけれども、推移と現状について御報告ください。

國安農林水産政策課政策調査幹

本県における自給率の状況ということで質問いただきました。

レポートの1ページ目でございますように、本県の食料自給率につきましては、国の提示がありました生産額ベースとカロリーベースの二つの数字を現状で示しております。グラフに提示していますように、生産額につきましては、平成24年度におきましては137%、平成25年度におきましては概算であります。また、カロリーベースにつきましては、平成24年度は44%、平成25年度は概算ベースであります。45%という数字になっているところでございます。

山田委員

実はこれ、平成24年度で今のところ終わっているんですけれども、平成25年度、平成26

年度という状況は把握されているんですか。

國安農林水産政策課政策調査幹

平成25年度、平成26年度の数值ということでございますが、先ほど説明しましたように確定数值というのは平成24年度までが出ておりますので、その分につきましては、今回提出した資料のレポートの中で表示をさせてもらっております。

ただ、平成25年度につきましては、まだ概算ということですので、この数字についてはまだレポートとしては提示しておりません。平成26年度につきましても、各県の数值についてはまだ国のほうから提示がありませんので、今のところ手元には数字はございません。

山田委員

速報値もないのかなという思いがあるんですけども、それはそれとして。

今日、聞きたかった中心は、この県の食料、農林水産業、農山漁村のためのレポートであり、改定でありということですよ。もとになっておるのが、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例ということになって、その39条だったか、それぞれの農林水産審議会や県議会で報告して、意見を聴取するというシステムになっていると、部長のほうから事前委員会の時も報告がありました。

平成27年7月21日に行われた第1回の徳島県農林水産審議会の議事概要というのを見てみました。大方は委員が発言しているんですけども、1か所、突然、農林水産政策課長という名前が出てきて、「食料自給率については、カロリーベースで平成24年度44%になっているところ、自給率の算定に当たっては全国的な生産及び消費動向の影響を受けることから、計画の見直しに当たっては指標から外そうと考えている」と、こういう発言が突如、出ているんです。

ほか委員がずっと言ってるようなんですけど、そのいきさつは分かりません。この開示されてる議事録だけからしか分からない。この指標、外そうと考えているのか。そうしたら会長さんのほうも、食料自給率は必ずしも生産側の努力が反映されるものではない、自給率を示すこと自体、適切であるかの検討が必要ではないかと、こういうことを言われとるわけです。

いわゆる県の一番基本的なところからの問題ですよ。どういう真意でこういう発言をされたんですか。

石田農林水産政策課長

山田委員の御指摘のとおり、本年7月21日に開催されました農林水産審議会におきまして、基本計画の中間見直しの方向性を説明する中で、本県の食料自給率目標の削除に関します論議がなされたということは議事録のとおりでございます。ここでの御論議を踏まえまして、また基本計画の根拠条例である基本条例におきまして、食料供給の確保が県の責務として規定されていること、また本県の食料自給率は、県民への食料供給能力を表す目安として必要なものと考えたところでございます。

このことから、9月議会事前委員会におきまして御報告させていただきました農林水産

基本計画改定素案におきましても、県民への食料供給能力の目安であります本県の食料自給率を、改定前から引き続き数値目標として設定しているという状況でございます。

山田委員

よく分かりません。要は外そうと考えているという意見は当然、課長だけの判断ではない。農林水産部全体でこういうことを検討されたんですか。それは今、問題になっている自給率と自給力との関係等が、恐らく背景にはあるのかなと思うんですけども、なぜそういうことが考えられたのか。

さっき言ったように、これは当然、課長だけの判断じゃない。農林水産部としての共通した認識だと。そうでなかったら、突如、審議会の委員の中で、食料自給率を外すことを考えているということ言うわけがない。どういう経過で外そうと考えたのかについてお伺いします。

石田農林水産政策課長

都道府県の食料自給率につきましては、数値を公表しております国の資料におきまして、データの制約から各都道府県の生産、消費の実態を十分、把握できていない部分があること。また、各地域の自然、社会、経済的な諸条件が異なっていることから、単純に都道府県間で比較できるものではないということから、そういうことを考えたということでございます。

山田委員

そういうことを考えたというのは、個人的に考えたのか、どのようなところで検討されて、そういうことになったのか。先ほど言った自給力との関係等々も視野に入れて考えたのかということについて、明確な答弁してください。

これ、本当に重要なことで、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の11条に、食料自給率、供給機能の強化による食料自給率の向上というのが、はっきりうたわれているんです。つまり、県の基本的な文章に明確にうたわれていることを、もう外す方向で考えているということになったのは、もう1回、どこの段階で、どういうところで検討されて、この審議会での課長の発言になったのかということについて、県民の皆さんに分かるような格好ではっきり言ってください。

石田農林水産政策課長

そういう外そうかという案は示したわけでございますけど、この農林水産審議会での御論議、また私どもも十分内部で検討した結果、これはやっぱり必要な指標だということで、現在は戻しているというような状況でございます。

山田委員

必要な資料だから戻したというのは分かりました。

部長にも聞きますけれども、11条に入っていることから見て、基本条例にかかわる重要

な点ですよね。しかし、審議会の中で突然、課長のほうから、自給率を外すことも考えているという発言が出た。また、会長もそれに似たような発言もされている。会長のことはいいでしょう。今回、当然、部長が知らないところで発言するということは考えにくいわけで、知事も恐らくそういうことを考えているのかなと、ピンチをチャンスにというようなことがあるのかなと思うんですけれども、部長自身は、この食料自給率の問題を一体どのように捉えて、どういうお考えなのかについて明確な答弁をください。

犬伏農林水産部長

（「部長でいいか」と言う者あり）

小休をお願いします。

岡委員長

小休します。（11時13分）

岡委員長

再開します。（11時13分）

山本農林水産部副部長

今、山田委員から食料自給率の数値目標の関係で、審議会の議論を通じてのやりとりから御質問いただいたわけでございます。

我々、食料の安定供給の観点につきましては、今、委員からもありましたように、非常に重要な課題と認識してございまして、この基本計画の基本理念のところにも食料の安定供給はもとよりという大前提として、認識を持っているところでございます。

今、御指摘いただいています数値目標という形でのカロリーベースあるいは生産額ベースの食料自給率というのは、先ほど石田課長からも御答弁させていただきましたように、農林水産省からは、都道府県ごとの食料自給率の推移、数値は出ているわけでございますけれども、基本的には、国内全体での食料消費と食料需要というような形のマクロで捉える中での、それぞれの都道府県ごとの数値ということでございます。

我々は当然、本県の農林水産業、関西の台所として、生鮮食料基地という大きな役割を担っているという自負のもとに、農林水産業の生産の振興等に取り組んでございます。例えば数字で申しますと、本県の食料自給率、カロリーベースでは平成25年度で45%、国が39%に対して45%、あるいは金額ベースにおきましても国は65%ですけれども127%という形で、生鮮食料基地としての食料自給率、日本全国の食料自給率の向上について、貢献しているというところでございます。

そうした気概と言いますか考え方がある中で、あえて数字の目標と言いますか、数値として上げることがどうなのかというような、むしろ国全体の議論の中で、率の中でやったほうがいいんじゃないかというような検討もあり、最初の段階では、数値を落としていたということでございます。

事実、平成27年度、国も法に基づきまして基本計画を立ててございまして、4次の基本

計画という形で今年度改定してございますけれども、この食料自給率の考え方も、当然、非常に重要な問題と受け止めているわけでございます。

カロリーベースあるいは生産額ベースともに数値的には、国も基本計画に書いてございます、ここ17年ずっと、余り変動がない中で、より国民の皆様に分かりやすい指標という形で、食料自給力というような概念も新たな指標もつくり出し、整理もしながらいろいろと食料自給というものについて、国全体で考えていかなければいけないというような議論もあるようでございます。

我々も当然そのあたりは、しっかり認識した上で、この計画を進めていく、あるいは日々の事業を進めていくということでございます。

山田委員

もう平行線になるんやけどね。さっき部長が手を挙げて、それでいいのかと委員長が言って、山本副部長が答えるという経過もおかしいと思いますよ。県民から見てもね。

その議論を踏まえたら、例えば今回の基本レポートの中で、来期の平成24年度までの基本レポートのときに、本来、生産額ベースの点で言えば150%を目指すということにしておりました。しかし、今回出された、先ほども報告があった分については155%という数字が入っています。

そういう面で見たら、自給率については、地道な達成が必要だと思うんです。大変ですけども、そこにうまずたゆまず接近していく、努力していく。これ何で、平成24年の150%ではなくて、155%という数字をあえて出しているのかなというのも不思議に思うんですけども、その点はいかがですか。

石田農林水産政策課長

あえて155%という目標数値を設定しているというところでございますが、自給率を増やしていこうという取組をして増やすというものでございます。

具体的に申し上げますと、まず生産量の拡大に向けまして、ブランド化でありますとか、人材育成、基盤整備などの生産振興対策、また輸入量の減少に向けた国産農林水産物の消費拡大や、輸出量の増大に向けた取組が必要でございます。生産、消費両面の総合的な取組を着実に推進することによりまして、食料自給率の向上は達成されるものでありますから、基本計画の改定素案におきましては、それぞれに対応する施策と数値目標を盛り込んでいるというところでございます。

まず、生産面の取組につきましては、高付加価値な農林水産物の生産拡大、これを図るため、ブランド戦略推進機構、ブランドギャラリーの構築、六次産業化の推進、技術開発によるブランド化の推進、また輸出戦略に基づく農林水産物等の海外輸出の促進、高付加価値な農林水産物を生産する経営感覚に優れた担い手の育成、カロリーベースで大宗を占める水田農業の経営安定化でありますとか、生産額ベースで大宗を占める園芸農業の構造改革、カロリーベース、生産額ベースの向上に向けました畜産物のプレミアム化や飼料自給率の向上、また新次元林業プロジェクト、水産創生ビジョン（仮称）に基づきます林業、水産業の生産振興、農地中間管理機構による集積及び水産関係施設整備等の生産基盤の整

備に取り組むこととしております。

消費面の取組につきましては、食育推進リーダーの育成でありますとか、食育応援団の展開による食育の推進、直売所の整備、学校給食や病院食等への県産農林水産物の利用推進等によります、地産地消の推進に取り組むこととしております。

これら生産、消費両面の総合的な取組によりまして、本県の食料自給率の目標達成を図りまして、県民への食料供給機能の更なる強化を図ってまいりたいと考えております。

山田委員

そういうことで言ったら、150%はもうクリアする状況は生まれていると。今、石田課長がいろいろと言われた施策によって、155%を目指すんだということだという理解でいいんですか。

國安農林水産政策課政策調査幹

今、155%まで上昇するのかということの御質問だと思いますが、基本計画におきましては、平成28年度を最終目標としておりますので、平成28年度に向かって頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

山田委員

いや、だから私は、食料自給率の向上については150%のままでいいのではと言っているんよ。誰のために上げるんだと。150%に対して、接近していく努力、計画的な地道な努力が必要でしょという視点で言っているんです。そういう面での食料自給率の計画的な地道な取組が必要だということが質問の趣旨なんですね。それをあえて150%から155%に、何でこんなことをしたのかなというのが素朴な疑問なんですよ。

次に、時間の関係もあって移りますけれども、概要版のトップには、農畜産物の生産力強化、その中に、野菜の作付面積拡大、野菜増産プロジェクトチームの活動強化による野菜の生産拡大で、平成26年実績580ヘクタールとありますけれども、この数字というのはどういう積上げなんです。ブロッコリー等々は確かに増えていると思うんですけれども、これは減ったものはカウントしていないんですか。増えた分だけなんですか。

新居もうかるブランド推進課長

山田委員から野菜の増産計画について御質問いただきました。

委員おっしゃるとおり、平成26年度末で580ヘクタールの増産をブロッコリーやレタス中心に図られておるといところでございます。減ったものはどうなっているのかといところでございますけれども、580ヘクタール、計画に基づいて増やしてきたわけですが、一方で、高齢化などで実際、作付面積が減っているところももちろんございます。

現状、主要27品目の作付面積で申し上げますと、平成25年の農林水産省のデータが一番新しく6,823ヘクタールとなっております、平成24年度が6,819ヘクタールでございますので、平成22年度から見ましても若干、増えている状況にはあるということです。ただ、御指摘のとおり580ヘクタール純増したのかと言われますと、純増したわけではないとい

うところはございます。

山田委員

純増したわけではないということでした。そうしたら、平成24年、平成25年ということだったけど、もうちょっと長いスパンで見て、例えばこの10年、20年前と比較して、この主要27品目の作付面積はどういう状況になっていたかについて、御報告いただけますか。

新居もうかるブランド推進課長

申し訳ございませんが、今、手元にある資料で申し上げますと、平成20年度と比べますと、平成20年度は作付面積が7,033ヘクタールございました。平成25年度のデータは6,823ヘクタールとなっております。

山田委員

つまり、10年、20年さかのぼったら、更に作付面積は多かっただろうと思われるんですね。当然、高齢化等々があって、こういう現状になっているという中で、ここでもまた数字の問題で恐縮なんですけれども、1,000ヘクタールという目標を掲げられています。

目標について高かったからいいと、議員も何も言わないしという思いがあるのかもしれませんが、果たして、そういう格好でいいのだろうかと思うんですけれども。

1,000ヘクタールを目指すということについては、この資料は、どういう裏打ちがあるのか。

それと、さっき言った、減った分は除外して増やす分だけということなんだけど、これでいいのか。やはり、減った分、増えた分含めて、この分野は増えている、ブロッコリーは増えていると。しかし、九州方面からも非常に厳しい流れも出ているという状況も含めて1,000ヘクタールに対する見通しですね。本当に、この数値目標を掲げてやるのだろうかと思うんですけれども、そのあたりはどうですか。

新居もうかるブランド推進課長

山田委員から1,000ヘクタール達成に向けての方針、計画ということを御質問いただいたと思います。

野菜増産1,000ヘクタールにつきましては、平成24年からスタートしておりまして、平成24年度に野菜生産販売量強化対策会議というのを立ち上げ、農業者とか流通関係者に入っていただき、野菜の作付面積1,000ヘクタールという目標を掲げたところでございます。平成25年からは、先ほど委員のお話にもございましたが、野菜増産プロジェクトチームというのを県下9か所に設けまして、今現在もそれぞれの目標を掲げてやっているところでございます。

平成24年から平成28年までで1,000ヘクタール増産していくということを考えておりまして、この9か所でそれぞれ年度ごと、箇所ごとに何を幾ら増産していくのかというのを落とし込みまして、今現在、各施策を展開しているところでございます。

委員のお話にもございましたとおり、確かに減っているところもございます。ただ、私ど

もが考えておりますのは、そのままにしていればやっぱり高齢化でどんどん減っていくというのは事実でございます。減っていった耕作放棄地になったところをいかにして、例えば、若手で意欲のある方にもう一回、耕作していただけるのか、いろんな施策を展開しているところでございます。

確かに耕作地だけの話をしますと減っていつているんですけども、やっぱり私どもはもうかるブランド推進課ということで、いかに農業者の皆さんが、もうかるようにできるかということを考えております。意欲のある方にどんどん農地を集約していくということも大切だと思っておりますし、同じ数量の作物をつくっても、有利販売で、いかに高く売って収入を上げていくかということも視点において施策を展開しているところでございます。ただ、野菜増産というからには、耕作面積というのは一つの大きなメルクマールになるので、これは 1,000 ヘクタールということで守っているところでございます。

山田委員

引き続き、今の若者の問題も含んで質問したかったんですが、また別の機会にします。

あと、この審議会の席上でも出てた問題で、食害対策、鳥獣被害対策等々についても聞いておきたいと思えます。

この中にも目標は上がっています。ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数をこれだけ減らす。これは生活安全課のほうの、かもいになるかも分かりません。しかし、このまま放っていたら、8年後には 402 万頭増えて、徳島でも現在の 4 万 4,805 頭が 8 年後には 6 万 4,185 頭に増えると推測するという事になって、被害がますます増えてくる可能性があるんじゃないかと、環境省の資料にも出ております。審議会の中で、ある委員が鹿による森林被害の対策を、計画に盛り込んでほしいという議論もあったように見ました。

そこで、この鳥獣被害対策、皆さんもいろいろと努力されて、取り組まれているということはよく知っているんですけども、今後、検討すべき問題として、電気柵や例の猟銃の誤射問題がありました。簡単で結構ですから、これについての対策がうまくいつているのかどうかという点が 1 点。

2 点目に、この鹿を含めた頭数の目標数値が掲げられています。さっき言った審議会委員からも出ている。これも農林水産部だけの話ではないと思うんですけども、このまま推移していいのか。これについての対策はどうかという点と、有害鳥獣の捕獲報償金の問題で、5 年前に比べて 2.3 倍に非常に増えているということについて、県は補助金を一切出していないということで、市町村から悲鳴の聲が聞こえてくるわけですけども、その点についての対策はどうかという点について簡潔に御答弁ください。

谷農村・鳥獣対策担当室長

まず、安全対策に関する御質問ですけども、この夏に静岡での電柵事故、そして、本県での猟銃誤射事故がございました。

電柵事故につきましては、一斉点検を行いまして、不備な箇所につきましては即改善を指導しまして、全ての不適合箇所が改善されていることを確認しております。

猟銃の誤射事故につきましても、早急に再発防止会議を県下 3 か所で開催いたしまして、

再発防止を徹底したところでございます。

それから、有害捕獲に関する補助の御質問でございますが、県といたしましては、国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用いたしまして、有害捕獲の報償ということではございませんけれども、経費を支援するというところで、1頭につき8,000円を支出して、有害捕獲を支援しております。

3点目の鹿等の有害鳥獣の数をどうしていくかという点でございますが、これに関しましては、現在では鹿の一斉捕獲等を行いまして、捕獲を推進しているところでございます。また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律によりまして、鹿の生息数が著しく増加し、またその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に対する計画ということで、10年間で生息数を半減しようという計画を立てまして、計画的に捕獲を進めてきているところでございます。近年では、捕獲数が大変、増えておりまして、平成26年度には過去最大の1万頭を超える捕獲ができております。

山田委員

最後に、今日、食料自給率等々の質問をしてきて、いずれにしても、やはり所得を引き上げる対策等々を含めて、徳島県の農林水産業が成り立っていくようにしなければならないという思いは、私自身も持っております。その上で、特に今日は牛、豚等々も聞きたかったんですけども、今、問題になっておりますTPPの動きですね。いよいよアメリカのほうで最終段階という、うわさもあります。

そこで、今回出されたレポートの数値目標等々にも大きな影響を与えると思うんですけども、本県の農林水産業に与える影響及び直近のTPPの重要5品目の最終調整状況等々について教えていただけますか。

國安農林水産政策課政策調査幹

TPPにおける、本県の農林水産業への影響についての御質問だと思います。

国においては、安倍総理が平成25年にTPPの交渉に参加を表明したところでございます。そのときに、国の影響額というのを公表しておりまして、県もその基準により影響額を計算したところでございます。

ただ、当時の試算につきましては、条件として関税は即時撤廃、追加的な対策は講じないというような仮定で行われたもので、現在、政府において、国益をかけた厳しい交渉を継続しているところであります。

最終的にはどのような形で妥結するか、現時点では予測できないところでありますから、本県における具体的な影響については、今現在は見通すことが困難な状況だと考えております。

岡田委員

先ほど説明してもらいました、徳島水産創生ビジョン骨子について、私の地元、鳴門は水産業が盛んで、非常にありがたい話です。

多分、先ほどの話にありましたが、第一次産業従事者の方の高齢化というのが、皆さん

が思っている以上に進んでいて、水産業に関しては、地元の漁師さんの75歳ぐらいの方が、一番元気に仕事をされているんですね。だから、後継者をつくっていくため、今の技術を継承してもらうため、そして徳島の水産業として明るい未来を創生していくため、はっきり言って、この4年間でラストチャンスじゃないかなと思いつつ、お話を聞いておりました。

と言いますのも、やはり、今の漁師さんたちの技術であったり技というものは、盗んで学んできた時代の人たちですので、それをマニュアル化できているのかとか、その技術が継承できるためのテキストがあるのかということ、多分、存在していないというのが各漁場の話だと思うんです。水産高校で教えてくれているじゃないかというけど、水産高校も科学技術高校になって海岸から離れてしまったので、日和佐の水産高校の時代とは県民の皆さんの意識も違うし、水産高校が統合される時には、漁師さんたちの中から水産業が見捨てられたのかという話も出ました。

その中であって、ビジョンを立てて、これから水産業をサポートしていくよという体制づくりをしてくれることは、非常にありがたいと思うし、是非、この機会を本当にラストチャンスと捉えて、徳島県が本気になって水産業を盛り上げていってくださるように取り組んでほしいなと思います。

それで、一番最初にもありますけれども、もうかる産業に水産業をすることになっていますので、やはり農業、林業のように六次産業化が積極的に進められているのかということ、なかなか見えてこない部分が多いです。研究所がたくさんあるのかといたら、石井のように総合研究所があるのは農林の話であって、水産業は南と鳴門にある研究所でやっていますと言うけど、具体的にその英知というのはどこから来るのかという、ネットワーク化、組織化というのもなかなか見えてきていない。徳島大学との連携という、農林のほうをやっている部分の技術が水産業に生きてくるのかということ、バイオだったら生きてくるのかなと思ったりはするけど、メインでしているのは農林のほうなので、水産業じゃないですね。

ということは、育てる水産業と言われているんだったら、育てられるようなノウハウなり技術なりを、どこでどうやって教えていくのかという、もっと明確な部分が見えてくるような取組を具体的にしてほしいなと思います。大学との連携というの、近畿大学であったり、いろいろと先進的な部分もあると思うので、どこと組むというのはそれぞれの漁場によって違うし、徳島県にとってメリットがあるところと組んでいただくようなことも研究していきながら、是非、取り組んでもらいたいなと思います。

実際、もう一つ思ったのは、結局もうかるためにはどうするのかとか、消費者の方とつながり部分で出口がなければ、いくらいいものをつくってもそれが現金化されていかないので、そこを見据えながら、何が必要なのか、何をしないといけないのかという部分を捉えていかないと、後継者の人たちの生活の安定というのはないので。

結局、生活の安定がなければ、なかなか後継者として自分の息子を漁師さんにしたいけど、今のままだったら言えないという声もよく聞いていますし、実際、その方たちがどうしているかということ、息子は都会に行って就職しているよという方もたくさんいらっしゃいます。仕事はわしだけでいいじゃないかという、漁師さんの悲鳴が聞こえてきています

ので、徳島県が今、水産業の支援を創生ビジョンとして取り組んでくれているというのは、ありがたいし、最後のチャンスと何遍も言いましたけど、本当に最後のチャンスだと思うので、是非、真剣に取り組んでいていただきたいと思います。

それで、さっき言った、もうかるためのツールという部分での、販路の拡大、確定であつたりも見据えながらやっていただきたいと思うし、何をしないといけないかと、ここに推進施策として四つの項目を挙げていただいていますけど、確かにこれは全部してもらわなかったらあかんことなので。全部、一気にできるというのもなかなか厳しい話なので、取組として4年間で計画を立てながら、そして結果が出せるような取組を是非、進めてもらいたいと思います。中に書いてある成功優良事例というの、既にやられて頑張られているところですので、そこは盛り上げてもらって県内全部の水産業を引き上げていくというの、必要だと思います。

水産業が難しいのは、それぞれ海域があつて、漁師さんがどこでも行って漁ができるのではないので、漁業組合さんが持っている海域を侵していくことは難しいですし、鳴門のワカメにしても、それぞれの海域が狭いところと広いところがやっぱりあるし、漁期という漁に行ける期間とか、いろいろと制約がある中で対策を練っていかないといけない。ものすごい計画的に、緻密なものを持って取り組んでいただかないと、実際、成果が上がるには時間がかかることだし、たちまちの取り掛かりとして4年間を目途として取り組んでくれる、4年間で終わる話ではなく継続してもらえる計画なんだろうねと思って話を聞いています。

いろいろといっぱい言いましたけど、今後のビジョンについて、パブコメ等々もある話なんですけれども、今後、県としてどのように取り組んでいかれるつもりなんだろうかと。

佐々木水産振興課長

先ほど委員からも御質問がございましたが、本県の漁獲量につきましては、昭和50年ぐらいをピークにしまして、全体が約3分の1の水準に落ち込んでおります。生産額につきましても、平成2年度の260億円から平成25年度におきましては約140億円と、ほぼ54%と半減状態になっております。

まずは、この生産額の減少傾向を食い止めて、プラスに転じさせたいと考えております。この実現に向けましては、就業者の増につながる施策でありますとか、水産資源の持続的な利用や増産に向けた取組、さらには付加価値を付けて競争力を高めていくなどの取組が必要不可欠と考えておりまして、こうした項目を四つの施策展開の基本方向として掲げているところでございます。

当然のことですが、4年間という期間で全ての結果が出るものではない、完結するものではないと考えております。しかしながら、期限を決めまして一定の成果を速やかに出す必要があるということ、さらにその時々状況変化に速やかに対応して、適宜、見直しを行う必要があるということで、まずは4年間という期間を設定して順次、進めていこうとしているものでございます。

この4年間という限られた期間の中で、将来の水産業の明るい未来を切り開くための布石でありますとか、その基礎をしっかりと固めてまいりたいと考えておりますので、御協

力のほどよろしくお願い申し上げます。

岡田委員

是非、基礎を固める 4 年間として、次が見据えられるような着実な結果が出せる取組をしていただきたいと思います。

もう一つ、付け加えてほしいと思ったのが、今、刺身というか日本食のブームで、その観光誘客について、その方たちが何を目指して来ているのかということ、徳島に来る観光客の皆さんに言われるのは、徳島県だから魚が食べられると聞いたけど、どこへ行ったら食べられるのか、という話なんですね。徳島県を魚が食べられる場所と思って来てくれる消費者の皆さんが、実際、魚を食べられる場所を探しているという現実があって、魚を売ろうとしている人たち、漁師さんたちは魚がいっぱいあるのに買って欲しくないという一部では言うし、魚の価格が安くなってきているというのが問題になっているという話もあるので、そのマッチングが実際にうまくいっていないのではないかと思います。

先ほど言ったように、出口をきちんと見定め、市場と生産者とのマッチングという部分も含めて、ここに六次産業化とか環境変化に対応できる競争力の高い産地づくりという部分の中にもう一つ、商工の連携もあるけど、観光業という部分の言葉を入れて。

観光との連携というのは、いつも縦割り行政の弊害が出てて、そこは水産業、そこは農業さんですよと言うんだけど、徳島県で体験できるもの、食べられるものというのは、全てが観光資源になっています。観光業の入り込み客数に第一次産業の部分も活用しようとしても、なかなかその部分のマッチングがうまくいっていないというのもありますので、是非、魚が食べられる環境づくりを。

それで、徳島の魚はおいしいね、また来たいね、また食べたいねと、今度は逆にその方たちが帰ったら、徳島の魚はおいしいよ、徳島の魚を買おうか、というところまでつながっていくような取組も見据えてもらって。人の口に入る、食べることの誘客というのは一番確実なので、どこの地域でも行われているし、多分、地方創生で一番のキーワードが食の展開とされています。その食の展開で徳島が期待されているものの中に、ハモ、タイ、ワカメであったりという海産物も絶対外さず、その部分での連携も見据えていただく必要があると思うんですけど、いかがでしょうか。

佐々木水産振興課長

ただいま岡田委員から観光との連携について御質問いただいたところでございます。

新鮮な魚を食べることができる施設を中心としまして、魚や加工物の直売所、また体験漁業とか水槽、いけすなどを設置した見せる漁業などと組み合わせることによりまして、県外からの集客も見込める、正に観光資源となり得るものであると考えております。

9 月 24 日に開きました第 1 回の検討委員会におきましても、鮮度は買えない、新鮮な水産物を扱う施設を設置すれば人は集まってくるというような御意見もいただいたところでございます。また、こうした施設を整備することによりまして、地元雇用の面においても大きな効果が期待できるとも考えております。

こうしたことから、このたび策定いたしますビジョンにおきましても、推進施策の一つ

として水産物の直販，飲食施設の整備等に係る交流推進を掲げておりまして，今後こうした施設の整備を含めて観光とのタイアップを図りながら，県としても積極的にバックアップを行い，徳島県の良さ，徳島の水産物の良さを知ってもらうという取組を重点的に進め，誘客につなげてまいりたいと考えております。

岡田委員

徳島県の人が思っている以上に，徳島県って魚の国と思われているので，やはり徳島に行ったらおいしい魚とおいしい野菜，おいしいものが食べられるよという部分が非常に期待されています。今おっしゃっていただいたように，既に取り組まれているところもありますし，ただ時間帯が短かったり，遠かったり。観光のルートづくりの部分で食べに行くところを中心にして，こういうルートづくりができますよという提案を，逆に水産課，農林のほうで提案してもいいと思うんですね。

餌やり体験してから食べてからと，ルートづくりができますよというビジョンまで組んでもらって，逆に観光課のほうに売り込みに行っていていただく。農林もだけど，全て徳島県のそういう部分を持って行って，観光誘客，外国人誘客につなげてという部分があってしかりと思うので，本当は新規にいっぱいつくって，大々的にしてほしいというのがあるんですけど，積極的に呼び込みしてもらって，実際，本当に徳島県に行けば新鮮な魚が食べられるし，おいしいものが食べられるというのを，是非PRしていただきたいなと思います。

ただ，徳島県の魚は，筋肉質というところがあって硬いだけのタイと東京の人に言われたので，何をもって新鮮とするかという付加価値の付け方をうまくPRしないと。徳島の新鮮なのは硬いんですよという部分を，うまく表現していけるような付加価値というか，PRの力も必要だと思います。昆布締めにして2日目のほうがおいしいとかいうような話もあるんですけど，私らにしたらそれ腐ってないのと。だから，口に合ったものというのは，来てもらって食べてもらって体験してもらおうというところで初めてそのものの価値が分かると思うので，そこまでいけるような，うまいPRを含めた取組につなげて行って，水産業を是非，盛り上げていただきたいと思います。

犬伏部長，いかがでしょうか。

犬伏農林水産部長

いろいろと岡田委員から御提言いただきました。観光誘客，とくしま回帰についても，農林のほうから積極的に前に出て進めてまいりたいと思います。そのため，農業につきましても，首都圏でのブランドギャラリー開設に向けた企画を積極的に進めております。水産につきましても，もちろん基本計画の中に水産部門はありますが，水産単独の計画というのは，実は本県では初めてであります。

これができるすと，ブランド戦略，新次元林業プロジェクト，そして水産創生ビジョンと三つの計画がそろいまして，これらを連携させながらしっかりと前に進めていきたいと考えております。そして，岡田委員からの御提言のように，最後のチャンスだと思って，関係者の皆様方からの御意見を聞きながら，しっかりとまとめていきたいと思っております。

岡田委員

お願いします。

岡委員長

午食のため休憩いたします。（11時53分）

岡委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時04分）

それでは、質疑をどうぞ。

岡本委員

代表質問で我が会派の丸若議員だったかの質問に対して、知事が首都圏に新たな、vs東京！とくしまブランドギャラリーというのを目指すという答弁がありました。今回の9月補正にも出ておりますが、どういう形で、どんなふうなスキームで調査検討するかとか、何となくかなり大きいことを考えているんだろうなと思うんだけど、ちょっと分かりにくいというか、詳しく説明していただいたほうがいいと思って。

まず、名前がギャラリーということになっているんですが、どんな施設をイメージしているのか。それから、開設後どんなふうに運営をするとか、絵姿というか、どんなイメージか、ちょっと分かりやすく。

新居もうかるブランド推進課長

岡本委員から、vs東京！とくしまブランドギャラリーのイメージについて御質問いただいております。まだこれは仮称でございますが、通称ギャラリーと内部的に呼んでおるわけですがけれども、このギャラリーにつきましては、首都圏に開設する施設ということでございます。徳島県の農林水産物だけでなく、加工品でありますとか、ひいては観光とか、幅広い分野でいろいろと徳島をPRしていく施設と考えております。

まず、開設するエリアにつきましては、漠然とした言い方で申し訳ないんですけれども、首都圏でも特に情報感度の高い人が集まるような場所、それから、今現在メジャーで人通りが非常に多いという場所よりも潜在的需要を喚起できるような場所、例えば銀座とかになりますと非常に地価も高くなってきますので、採算性のことも考えまして、そういうエリアを中心に探していくべきかなと考えております。

続きまして、どういう施設なのかと言いますと、実は9月補正で調査事業として、お願いしており、この中で検討していくんですけれども、まず県として今現在は、都内で中古のビルを買うなり、借りるなりいたしまして、他県のいろんなアンテナショップもあるんですが、そういう施設との差別化を図りながら、発信力や集客力を最大化して、本県ならではの特徴的なリノベーションを施してつくる施設と考えております。

物販とか飲食機能はもちろんのことでございますけれども、できる限り来客していただいた方に滞在時間を長く取っていただいて、その中で人と人とが語り合いながら、徳島というものを十分に感じていただくために、例えばカフェでありますとか、宿泊ができるゲ

ストハウスとか、それから消費者と生産者をつなぐワークショップでありますとか、そういう機能を持たせていきたいと考えております。一般消費者向けの B t o C と言われますが、B t o C だけの施設でなくて、実需者に対しましての B t o B の営業拠点としても使っていきたいと考えておるところでございます。

運営につきましては、施設、設備の確実な管理運営とか、適切な人員配置ができるとか、情報発信ができるとか、総合的な対応をするような事業者に委託したいと考えております。

岡本委員

はい、なんだけど、すごい構想なんですよね。今聞いた限りだと、アンテナショップみたいな店があったり、レストランみたいなのがあったり、カフェがあったり。それでは滞在が少ないから、ちょっと簡単なビジネスホテルとまではいかないけど、そんなんも考えていると、そんな感じなんですかね。

東京で一つのビル、ホテルの古いのがあればいいのかも分かんけど、それを買うか借りるか。すごいことなんだけど、大体イメージは分かった。事前の委員会でも、この前の本会議質問でも、そういうイメージを多分皆さん、持っていないよね。

岡委員長

ずっと持っていました。

岡本委員

委員長が持っていましたから、よかったんだけど。非常にいいことなんだけど、予算を議決する限り、しっかりと頑張ってもらわないといかんということになるのでね。

今回の補正予算というのは 600 万円だったっけ。どんな感じで、どんなふうにするの。

新居もうかるブランド推進課長

岡本委員からこのギャラリーに係る 9 月補正予算について御質問いただきました。

まず、この予算につきましては 2 段階で考えておりました、実際の調査事業は 600 万円と考えております。もう一方で、首都圏でとくしまブランドを今後展開していくために、どういう方向性を持って展開していくべきなのかと、それに対する調査事業を別途 400 万円考えております。

今、御質問いただきました 600 万円の事業の中身でございますけれども、この施設につきましては、できるだけ早期の開設と開設後の持続的な運営を可能にしたいと考えておりました、実際、施設の具体的な機能でありますとか、採算性のシミュレーションなど、施設の最適スキームというものをまず専門家とともに調査、検討してまいりたいと考えております。ですので、私が先ほど申し上げたのは、今の県の案であって、今後この調査事業の中で専門家から、いろんな新しい案も出てくるかもしれません。そういうものを加味しながら今年度、最適なスキームを考えていきたいと考えております。

実際、どういうことをやっていくのかということでございますけれども、候補地付近の交通量でありますとか、最寄り駅の乗降客数とかそういう外部環境、競合施設とか周辺施

設の調査とか、そういう市場調査を行った上で、出店するエリア、施設のコンセプト、業態、どういう形で誰をターゲットにしていくのかというのを検討してまいりたいと考えております。また、物件の取得や改装工事など必要なイニシャルコスト、これについてもシミュレーションしまして、イニシャルコストを考えた上で採算性も考えていきたい。あと、都内で開設する場合には、非常に法規制がたくさんございます。こういう法規制についても専門家のアドバイスをいただきながら、漏れがないようにしていく必要もございます。

この調査事業につきましては、首都圏でのそういう事業をやった経験があるというか、そういう情報を持った企業に委託するという形にはなるんですけども、私どもの職員も一緒にタスクフォース、一つのチームとして連絡を密にして関わってまいりたいと考えております。

岡本委員

そうしたら、この予算を議決したら、今の話が進んでいって、例えばビルを買うのか、借りるのかとかが来年度の予算になってくるという感覚でいいのかな。もちろん、これを認めたら話だけ。いいことなんです、頑張ってください。僕も銀座でなくて、違うところがいいと思うんだけど。

そういう流れでいって、それまでに委員会がいろいろあるけど、当初予算ぐらいに出てくるというイメージでいいのかな。

新居もうかるブランド推進課長

岡本委員からスケジュールについて御質問いただきました。

もちろん予算が絡むことでございますので、この時点で、いつからやりますと、いつの予算で出しますというのは言いにくいところがあります。ただ今回、9月補正予算を認めていただきましたら、すぐに仕事に掛かりまして、中間報告も交えながら、来年度早期に掛かれるよう整えていきたいと考えております。

岡本委員

今の質問は、答弁できないのは分かって言ったんだけど、要は今、答弁していただいたように、ずっとそれまでに委員会があるから、中間報告とかいろんな状況で、こうなっていますとかを報告していただいたら我々も、分かりやすいかなと思います。

今までのアンテナショップというのは、商工労働観光部がつくったのでしょね。農林がすることに、大きな意味があるんかも分らんね。一次産品をとというのがまず違う。商工に聞いたら、そんな話あるんですかと、びっくりしておりました。うちがしないといかんことは言わなかった、そういうことでしょ。

たまたま、うちの商工会連合会が銀座でやっていて、正直、家賃が高くて大変だったので、秋葉原のほうに変えたんですが、なぜか調子がいいんだけどね。秋葉原に変わったときに、いろんな徳島のものを売るだけだったら弱いかなというので、横にレストランをつくり、徳島で売っている産品でつくった料理を出すようにしました。そうしたら、毎日の

アンテナショップの売上げより、レストランの売上げが多い。どういうことか分からんけど、多いときは1日に15万円もあり、もうかって良かったなと思うんですが。

例えば、棚田米とか、なると金時とかいっぱいあるんだけど、それで食事をつくっています。一番売れているのが、阿波ポークすだちこしょうグリル。すだちフォアグラの親子丼、徳島カレーすだちとか、メニューを全部すだちの名前を付けている。徳島カレーは有名なカントリーロードのカレーなんだけど、あえて全部にすだちの名前を付けてある。注文するときに、すだち何とかと言わないといけない。

ついでの話なんだけど、すだちといっぱい付けているのだけど、彩と言うほうが、選挙区だから言うのではないけど、実は有名なんです。いろどり晩茶というのが、すごく売れたり、レストランで彩のところでつくっているお酒というのが売れたり。人生、いろどりって映画があって、テレビドラマがあって、そんな感じになっているんです。

すだちは開店のときにみんなに配ったんだけど、まずどういうふうにするかという説明しないと、いただけてくれない。何が言いたいかと言えば、やっぱり都会の人って、それを買ってどんなふうにしたらおいしいかというのが、まだびんときてなかった。ここでつくっていますというので、勉強に来る人もいたり。実はそんなのって大事なかなと、思っているんです。

もう一回、今までのアンテナショップと今度では、どんなふうが違うのかというのを明快に答弁してください。

新居もうかるブランド推進課長

この新しいギャラリーという施設が今までのアンテナショップと、どう違うのかという御質問をいただきました。

アンテナショップと言いましても、都内にいろんな県、市が出されていて、例えば茨城県のように一次産品を売る隣で大きなレストランを運営して、そこで茨城県産のものを出して非常に好評を博しておるような施設もございます。今、岡本委員がおっしゃった商工会連合会が出されている、ええもんあるでえ徳島は、CHABARAで展開されておりますけれども、非常に料理が凝っているのと、値段設定があのでエリアにしてはかなり安めに設定されているので、すごいマッチングがよいと感じております。そういった施設も確かにこれまでもございます。

ただ、そことまた違うのは、先ほども申し上げたとおり、そこでものをPRするというだけではなくて、実際、人と人が交流してもらおう仕組みをつくることによって、今、とくしま回帰ということで徳島県はうたっておりますけれども、そこから徳島に対して人を送り込んでくるというような仕組みも併せて考えていきたいと、かなり重視しているところでございます。

それからもう一つ、先ほどから何度も採算性の話をしておりますけれども、ゲストハウスというのは今、特にオリンピックに向けて都内で稼働率も非常に高く、なかなか宿がとれない状況になっておるわけです。例えば、そういうゲストハウスを付加することによって滞留時間を長くするとともに、ある意味、稼いでいくと。県費をどんどんつぎ込むのではなくて、何とか独立採算のような形にもっていける方法はないかというところを今、

考えているところでございます。

今、岡本委員のお話を聞きまして、なるほどと思ったことがあって、これはちょっと考えたいなと思っているのが、一次産品をいろんなところに出していくわけですが、特に、すだちもそうなんですけど、やっぱり食べ方の提案をしっかりとしていかなければいけないということがございます。これは、委託するにしても徳島県の直営店になるわけでございますので、いろんな食べ方の提案をここのショップでもしていけたらと考えておりますので、今、御指摘いただいた点、運営に反映させてまいりたいと考えております。ありがとうございました。

岡本委員

いろいろ答弁いただきました。今の段階ではとにかく頑張っ、何か、ば一んとできたらいいなと思っていますので、なかなか大変だと思うのだけど、いろんな知恵を絞って、もちろん頼むところもしっかり頼まないといけないしね。できるだけいいものを早くできるようにしてほしいなと思うんです。

もう一回、徳島をやっぱり分かりやすく売るということも、考えないといけないのかなと。大事なことなだけで、これ、農林水産部がするんですよ。だから、正に寺井委員がいつも言っているけれど、きちんと一生懸命汗を流してつくっているものが、東京やいろんなところでみんなに認められて、本当に良かったなということにしていきたいんですね。頑張ってください。

黒崎委員

私のほうからは、水産関係の質問を2点させていただきたいと思います。

まず、今日、配られました、とくしま水産創生ビジョンの骨子を見せていただきまして、先ほども岡田委員がお話しになっておられましたので、しっかりと進めていただきたいと思います。その中で、鳴門わかめのことについても幾つか入っておりますので、鳴門わかめという切り口で質問させていただきたいと思います。

鳴門わかめもここ数年前に偽装の話がありまして、いろいろと業界の皆さん、県庁の皆さん、関係者の皆さん、大変御苦労なさいまして、いわゆる認証制度を立ち上げていただきました。この認証制度が立ち上がってから、やはり徳島県の早い行動、決断というのがありましたので、流通業とかそういったところも、もう一回、鳴門わかめに取り組みたいというところも何社か出てきていただいているようでございまして、やっと認証制度が後押しになって、明るい方向に行き始めたと思っています。

その認証制度と一緒に頑張っていこうと言ってくれている方々、例えば生産者であったり、加工者であったりというのが、今どれぐらいおいでになるのか。

そして、認証制度に入ろうということになったら、認証シールがあると思うんですけど、発行枚数というのは今現在どれぐらいあるのか。発行先というのが法人であるのか、団体であるのか、個人であるのか、そこまで分かれば、お教えいただければと思うのですが、よろしく願いいたします。

佐々木水産振興課長

黒崎委員から鳴門わかめ認証制度の認定事業者に関する御質問等をいただいております。

まず、1点目の認定事業者についてでございますが、これまで鳴門わかめ認証制度に基づく認定申請の受付を計3回行いまして、今年の1月、6月、直近では9月10日にそれぞれ事業者の認定をいたしております。1回目につきましては7事業者、2回目につきましては9事業者、3回目につきましては2事業者の合計18事業者をこれまでに認定しているところでございます。その内訳についてでございますが、自ら加工も行っている漁業者、生産者が4名、残る14者につきましては加工販売業者を専門にする業者ということになっております。

続きまして、認証シールについての御質問でございますが、これまで確認したところ約70万枚のシールが出されているということでございます。個人の漁業者の方4名につきましては、大半を加工業者のほうに卸しております、残った一部を自らのほうで加工しているということで、その発行枚数につきましては、確認したところ5,000枚以下ということです。70万枚のうち大半は14加工事業者のほうに発行されているという状況でございます。

黒崎委員

ありがとうございます。一番最初7業者だったということだったんですが、今現在は9月の段階で18事業者と広がっております。今、鳴門わかめ全体で7,000トンぐらいでございますので、この18事業者で、その中のどれぐらいをやっているのかという思いもあるんですが、できるだけ増やしていただいて、全ての加工業者あるいは事業者が入っていただけるようなことになってほしいなど、考えております。

せっかくここまで立ち直ってきたワカメの産業でございますが、やっぱり後継者不足ということもありまして、ワカメあるいは漁業に携わる方々の後継者をどう育てていくかということもあると思います。このとくしま水産創生ビジョンの中にも、後継者の育成資金も用意されているようでございまして、青年漁業者就業給付金制度については昨年からはスタートしたと思うんですが、今どれぐらいの方が受けていらっしゃるのでしょうか。

佐々木水産振興課長

申込状況についてでございますが、5月から支給を開始いたしておりますが、現在までに県下の青年漁協者12名が利用いたしております。市町村別では阿南市が1名、海部郡が11名で美波町が5名、牟岐町が3名、海陽町が3名となっております。年齢としましては23歳から44歳の方ということで、20代が8名、30代が3名、40代が1名となっております。また現在のところ、牟岐町の方が1名、鳴門市の方2名が利用開始に向けて手続きと言いますか、準備を進めているところでございます。

今後、漁業経営を開始する事業者につきましても、本年12月まで申込みを随時、受け付けておりますので、今後とも制度の周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

黒崎委員

今お話を伺いましたら、私ちょっと勘違いがありました。5月から始められたということで、もう既に12名の方が、給付金の制度で漁業者を目指して活動をされておられるということでございます。徳島県の漁業全体の総生産額が140億円ぐらいだったと思うので、これを更に拡大し、また人口が減っていく中で少なくとも生産額の数字を維持しながら、体も知識も技術も使い、切磋琢磨しながら漁業をしっかりと守っていただける後継者を今後とも養成していただきたいと思っております。

もう1点は、鳴門わかめというセグメントの中にはずっと入っていたんですが、実は鳴門に鳴門糸わかめというのがあります。これも鳴門わかめとずっと言っていたのですが、実はこの鳴門糸わかめというのは、非常に歯応えもあるし、きれいな発色が出るので、昔からワカメの原藻を細かく手でちぎりながら、糸のように細くしたのを干しているところでもあります。

ただ、鳴門の中でも北灘とか瀬戸町というのは、主に原藻の割合が多いところでございますので、原藻としての出荷が多いと思うんですが、半農半漁でやっているんですね。鳴門町、主に里浦町は、昔から糸わかめを生産している半農半漁に携わっている方が多くおられると思っております。これは県内のお寿司屋さんとか料理屋さんから聞いた話なんですが、京都、大阪、東京であったり、そこそこ有名な店というのは、塩ワカメというのはあまり使わない。この鳴門糸わかめ、いわゆる乾燥ワカメを使うということなんですね。

今から六、七年前だったか、これもあやふやでございますが、地域ブランド商標の認証みたいなことがありまして、鳴門わかめを登録しようとした途端に、東側の淡路島も、うちも鳴門わかめをやっているという話で、なかなか徳島だけで一つにまとまるのは難しかったという経緯もあるんですが、糸わかめについては、淡路島は一切やっていないということでございます。加工品になるのか何になるのかはあると思うんですが、鳴門糸わかめというのを一つのブランドと申しますか切り口として、この技術、品質を一くくりにして、新しい鳴門糸わかめという地域のブランドとして育てるようなことにはならないだろうか。

それについては、地理的表示保護制度というのものもあるようでして、先ほど申し上げました地域ブランド商標というのものもあるので、私もよく分からないのですが、どちらがふさわしいのか。

あともう一つは、どういった単位で申請すればいいのかということのも、今の段階でよく分かりませんが、その可能性についてお尋ねしたいと思います。

佐々木水産振興課長

鳴門糸わかめのブランド化への取組についての御質問でございます。委員からのお話にございましたとおり、鳴門わかめ全体といたしまして、平成18年10月に地域団体商標の登録出願を行いまして、平成20年1月に登録がなされたところでございます。ところが、平成20年4月に兵庫県漁連及び淡路島の4漁協から登録異議の申立てが出されまして、結果的には平成21年9月に商標が取り消されたところでございます。

その理由といたしましては、淡路島産の養殖ワカメも鳴門わかめと称していること。また、鳴門わかめと商標を付した淡路島産の塩蔵ワカメも流通しているということで、市場

に流通する鳴門わかめの約 3 分の 1 が淡路島産の商品であったということ等を理由に、取消しがなされたところでございます。

糸わかめにつきまして、先ほど先生がおっしゃったように鳴門わかめ全体とは違った対象となってまいりますので、付加価値を高めるためのブランド化というのは当然、重要なことであると考えております。今後の取組について、関係漁協などと協議を進めて、地域団体商標登録をするのかどうか、地理的表示がいいのか、こういった手法がいいのか、ブランド化に向けてがいいのか、何がいいのかということにつきまして、話し合いを持っていきたいと考えております。

黒崎委員

我々、小さい頃から糸わかめを食べていて、本当においしいと思います。手で細く切っていて、できるだけ長い形にして乾燥させるという、手間も掛かるんですが、そこがまた、食べたときの風味に現れてくる感じがいたします。

是非とも、団体あるいは関係者と御相談いただきまして、この鳴門糸わかめがブランド化を目指せるように御努力いただきたいと思っております。是非とも実現するように御要望を申し上げて、私の質問は終わります。

古川委員

何点かお聞きしたいと思っておりますが、まず、今回報告のありました、とくしま水産創生ビジョンについて、全体的なことをお聞きしたいと思っております。

せっかくだからつくりますから、いいのをつくってほしいと思うんですけど、今の徳島の水産の現状と言いますか、もうかる産業に発展させるということなので、なかなかもうかっていないんだろうと思うんですけど、このあたりの主な原因をどういうふうに分かっているのか。魚がとれないのか、売れないのか、安い価格でないと売れないのか。また、いろんな経費がたくさんかかるとか、そのあたりいろいろあると思うんですけど、どのように分析されていますか。

佐々木水産振興課長

古川委員から漁業が低迷している要因について御質問いただいております。

2013年の漁業センサス、国の調査によりますと、本県では漁業収入が 300 万円未満の経営体が約 60% を占めており、漁場環境の変化や資源の変動等による漁獲量の減少と、輸入水産物の増大や消費者の魚離れ等による魚価の低下等によりまして、漁業者の収入、水揚げが低迷いたしております。

一方、漁業コストにつきましては、近年は燃油価格が落ち着きを見せておりますが、漁業用の資材でありますとか、餌の価格については、長期的には上昇いたして、コスト上昇の要因となっております。

漁業がもうからない理由といたしましては、こうした漁業収入の減少と漁業コストの増加が重なった結果でございまして、特に県南部を中心とする漁船漁業では厳しい経営状況を強いられているという認識でございまして。

古川委員

全ての要因が重なって、厳しい状況にある感じのお答えだったと思います。それぞれの理由は、漁獲量が減っている、価格低下についてはいろんな食生活が変わったこともおっしゃってたと思うんですけども、過去と比べてとれる魚の種類とか大きさとか、そのあたりはどんな状況になっているのか。それぞれの要因はどうでしょうか。

佐々木水産振興課長

漁業の生産量、生産額について御答弁させていただきます。

生産量、生産額については右肩下がりで推移している状況でございます。例えば平成 25 年度における海面漁業の生産量としましては 2 万 8,000 トン、生産額は 140 億円となっております。それぞれ 20 年前と比較しました場合、生産量では 2 万 5,000 トン、約 47%、生産額で 90 億円、約 39% 減少いたしております。特に漁船漁業の生産量の落ち込みが大きい状況でございます。この 20 年間で半減以下、約 55% 減というような状況が生じております。

その要因につきましては、確たるものはございませんけれども、先ほどから出ております就業者の数が当然、減少しておる影響もございます。それと海洋環境の変化でありますとか、資源管理の問題など様々な要因があると考えております。

古川委員

漁業者が減っている、漁獲高が減っているというのはしょうがないかなと。1 人当たりの漁業の収入が増えたらいいとは思いますが。

あと、海水温の関係、資源管理とかありますけど、過去にとれていたのがとれなくなったり、とれても小さくなったりとかいうような現状はあるんでしょうか。

佐々木水産振興課長

先ほどの御質問でございますが、それぞれどういった魚の種類がとれていないかという、個々には、手元に資料がございませんので、後ほど調べてお答えさせていただきます。

古川委員

ビジョンをつくる上で、やっぱりそのあたりをきちんと察した上でつくったほうがいいと思いますので、しっかり把握していただいて作成に当たっていただきたいと思っております。

それから、ビジョン構成の中で、成長が認められる分野への重点投資とか、漁協間の事業連携強化を書かれているんですけども、このあたりはどういった想定をされているんですか。

佐々木水産振興課長

漁協間の事業連携につきましては、特に県南部の漁協等を中心として、かなり厳しい状況が続いておるといことでございます。一例を申しますと、生きたまま魚を運ぶ車が県

南部のほうには、もう行ってないような状況が生じております。それはやっぱり 1 漁協当たりの水揚高と言いますか、取扱量がかなり減っている関係だろうということでございます。

設備面におきましても、かなり老朽化が進んでおりまして、それぞれ各漁協が設備更新できるのかといった厳しい状況もございますので、そのあたり例えば一緒になってやれるのかとかを、特に地元のほうと協議しながら今後進めてまいりたいと考えております。

古川委員

成長の見込まれる分野への重点投資、このあたりはどうですか。

佐々木水産振興課長

特に成長が見込まれる分野への投資ということでございますが、やはり海面漁業を増産していくというのは、なかなか難しいといった面もございます。そこで、6 月補正におきましても新たな養殖品目とかを、予算要求させていただきまして計上したところでございます。

そういった新たな養殖品種の開発、増産体制をつくるといったあたりを中心に考えております。

古川委員

割と、あっさりとした回答だったんですけど、もうちょっと膨らませて。せっかくだから、しっかりとやっていただきたい。

次世代へつなぐ水産資源と漁場づくりのところでは、いわゆるハモの再放流とか、あと小型魚を逃がすための資源管理対策とかが、漁業者のほうからも声が上がってきているというのはいいことだと思いますし、やっぱり持続的な産業にしていくためには必要なんだろうと思います。なかなか地元の漁師さんを説得するのは難しい部分もあるかとは思いますが、しっかりと資源管理をやっていく中で、長期的な、持続的な産業にしていくというのは大変、大事だと思います。そうすることによって、生産額とかも上がっていくんじゃないかと思っておりますので、このあたりの視点もしっかりと入れていただきたいと思っております。

逆に、資源管理のほうで規制するというのは大事と思うんですけども、高齢化が進んでいて、昔からの規則、規制とかありますけれども、そのあたりは高齢化に合わせた、今の社会に合わせたように働きやすくしてあげるというのも大事だと思います。他県との調整等もあると思っておりますけれども、漁業者の声をしっかりと聞いて、働きやすい環境にしてあげてほしいなと思っております。

最後に、次世代につなぐ水産資源と漁場づくりで、浮魚礁の設置というのが書いてあるんですけど、例えば洋上風力を今回、挙げていますけれど、そのあたりとのジョイントみたいなのは考えているんでしょうか。

石田水産基盤整備担当室長

古川委員から、洋上風力発電とリンクしたような魚礁なのか、という御質問をいただいたところです。現在のところ、浮魚礁自体が高知県あるいは和歌山県でたくさん設置されていますが、今回、本県での設置は久しぶりと言いますか、ほぼ初めての設置のようところがございまして、今後の議論もあるかと思いますが、現在のところ既存型のほうで対応する形になるのかなというふうに考えているところでございます。

古川委員

せっかくやるので、一石二鳥、三鳥でやったほうが良いと思います。なかなか厳しいんだとは思いますが、何か環境サイドからはあるんでしょうか。ないなら、ないと言っただけであれば結構ですけど。

岡委員長

小休します。（13時49分）

岡委員長

再開します。（13時50分）

佐々木水産振興課長

自然エネルギー等の導入につきましては、環境サイドとも連携して実施しております。平成26年度におきましては、漁業関係者の自然エネルギー導入に向けた機運を醸成するため、環境省の補助事業を活用しまして漁港内における電力や燃料の使用実態、日照、風況等を調査し、太陽光パネルや小型の風力発電等の設置によります低コスト化、低炭素化プランを県民環境部と連携しながら策定したところでございます。

この結果を踏まえまして、今年度は6月補正予算において、県民環境部の事業でございしますが、漁協施設の低炭素化モデル事業を創設しまして、モデル的に小型風力発電施設や太陽電池、LED照明を漁港内に設置することとしております。

今後につきましても、県民環境部と連携を図りながら、漁港内に設置した太陽電池や風車などから得た電気を、漁業用施設で利用する実証実験などを通じまして、漁業者が自然エネルギーのメリットを肌で実感できるような仕組みづくりを進めるとともに、新たな行動計画におきましては、重要戦略の一つに位置付けております漁業協調型自然エネルギー関連施設ということで、洋上風力発電の導入に向けまして、先進県からの情報収集など、実証実験の実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

古川委員

なかなか洋上風力のほうもそんなには進んでいかないと思いますけれども、それを待っていたら、いつのことになるか分からないということだろうとは思っています。しっかりと自然エネルギーのほうも進めていかなければいけないと思いますので、農林水産の関係からもプッシュしていただいて、逆にハッパをかけていただけたらありがたいと思っております。

次、二つ目として、今、六次産業化の後押しということで、総合化事業計画の認定制度がされていて、農林水産省のほうでは好評だということで、これまで年3回だった認定回数を毎月にするということでありました。このあたり、県内ではどんな実績、事例があって、現場から生の声が上がっていたら、教えていただきたいと思えます。

窪六次化・輸出戦略室長

古川委員から総合化事業計画について御質問いただいております。

平成23年の六次産業化法に基づきまして、生産者自ら、あるいは食品事業者と連携いたしまして、六次産業化の取組に関する計画を策定いたします。この計画を農林水産大臣が認定し、計画実現に向けて様々な主体が支援を行っていくと、こういう制度になってございます。

現在までに県内で、平成23年度に16件、平成24年度に6件、平成25年度に5件、平成26年度に4件、今年度に入りまして1件で、合計32件の計画の認定がなされておるところでございます。県では六次産業化のサポートセンターを設置し、ワンストップ窓口で御相談に応じたり、経営、デザイン、商品化といった県内外の専門家を派遣して、商品づくりを支援しているところでございます。

この計画に認定になった中で、何点か商品化になっている事例がございますので、御紹介させていただきたいと思えます。まず出荷量、生産量全国トップの菌床シイタケの生産者。生産法人でございますけれども、規格外品を調味料とかエキスに加工し商品化して、徳島マルシェなどで毎回販売されている事業者がいらっしゃいます。それから、県南部でございましてけれども、植物工場の中でバジルを生産して、ソースに加工したり、ドレッシングにしたりといった生産者の方。団体が取り組んでおる事例でございますけれども、鞆浦漁協さんのほうでは、アジとかイワシに、県産のゆずやすだちの香り付けを行って干物に加工し、冷凍干物として販売されています。それから、農林漁業者と加工販売事業者の連携事業体を組んで事業計画を認定されている事例が1点ございます。県の畜産研究所で系統造成いたしました阿波ポークの肉を食材として、新たに県外で外食産業、レストランを運営するといった事業計画の認定もございます。

規模の大小はございますけれども、多様な六次産業化の形が実践されておるといような状況でございます。

古川委員

いろいろとされているんだなとお聞きしましたけど、いろんな生産法人がやったり、団体がやったり、32件の中、内訳があるんですけど、この認定を受けている主体とかの割合は、すぐ分かりますか。

窪六次化・輸出戦略室長

主体は、集計しておりませんが、生産者個人がとられている部分と、法人化されているのがとられている部分が、よく似た数字でございます。32件のうち大体、半々ぐらいでないかという構成になってございます。

古川委員

分かりました。県として、この制度の課題、評価とかがあったら、お聞かせいただきたいと思います。

窪六次化・輸出戦略室長

制度の課題について御質問いただきました。

委員の御質問の中にもございましたけれども、この制度、当初は申請受付が年に 3 回、時期が限定されておりました。受付から認定まで 2 か月程度要するという制度で始まってございます。そういったことから、この制度のメリットである国の補助金の申請であるとかにスムーズに取り組めないといったような課題も指摘されていたところでございます。

このため、この 8 月から国においても、運用の見直しがなされまして、認定の申請は毎月、受け付けると。それから、審査期間も 2 か月かかったものを 1 か月程度に短縮するといったことで、改善が図られております。

県としても、この制度自身は六次化の商品化なり、事業化の計画をつくるというものでございますので、計画をつくるについての支援を申し上げることが 1 点。それから、できた計画が実現、六次化、事業化していくように様々な専門家を派遣するとともに、県の単独の事業でも商談会の開催であるとか、県外で行われる商談会への出店により、販路拡大であるといった御支援を申し上げているところでございます。

今後とも、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

古川委員

認定期間の問題については、今回改正されたから、特にこれ以上はないかなということで、分かりました。

全国的にもいろいろとやられているんですけども、本県の場合は、初年度から段々と減ってきているという感じなので、広がりがないのかなという感じがします。もっと活用いただいて、他県に負けないよう積極的に活用していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、今回、農業関係の法律が変わり、来年 4 月から施行されるということで、大きく農協、農業委員会、農地所有の法人、この 3 点について、それぞれ制度が変わっていくということなんですけれども、どういった点が大きく変わって、それをどう徳島県内の開拓につなげて生かしていくかという部分を聞かせていただきたいと思います。

石田農林水産政策課長

古川委員から農業団体の法律改正について御質問いただいております。私のほうからは農協法の今回の改正につきまして、述べさせていただきます。

今回の農協法の改正は、農業の成長産業化に向けまして、地域の農協が自由な経済活動を行うことで農業所得の向上を図ろうとする狙いがございます。法改正の主な内容を申し上げますと、まずは経営目的の明確化という点がございまして、農業所得の増大に最大限

の配慮をするとともに、的確に事業活動で利益を上げ、農業者等への還元に努めるということでございます。経営体制の見直しといたしましては、責任ある経営体制とするため、理事の過半数は認定農業者や販売、経営のプロとするということ。また、組合員の利用規制といたしまして、准組合員の利用規制の在り方を今後 5 年間の利用状況を見て検討するというようなことが、主に新たに措置された改正の内容でございます。

県としまして、今回の農協法の改正を本県農業の成長産業化の契機とすべく、農協経営への認定農業者等の参画促進をはじめ、農協の自主的な事業展開を促し、市場任せの農産物出荷からの脱却でありますとか、生産資材供給システムの見直しの支援でありますとかによりまして、農業者の所得向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、JAグループ徳島では、この農協改革の動きを踏まえまして、自己改革の活性化プランを既に平成27年6月に取りまとめており、組織、事業の活性化や運営体制の強化に取り組んでいるところでございます。

農協が将来にわたりまして、地域農業振興の中核的な組織となりますよう、農協の自己改革を積極的に支援してまいりたいと考えているところでございます。

井形農業基盤課長

農業基盤課のほうからは、農業委員会法の改正及び農業生産法人制度の改正について御説明申し上げます。

まず、農業委員会法の一部が改正されまして、主な改正内容としましては、農業委員の公選制を廃止しまして、市町村長が議会の同意を得て委員を選任するようになります。2 点目としまして、農業委員のほかに農地利用最適化推進委員を新設するということになっております。また、全国都道府県段階で農業委員会ネットワーク機構を指定するなどの改正が行われております。

今回の改正によりまして、農業委員につきましては選任制に変更されることで、認定農業者が女性、青年の登用が進められることによりまして、より多様性のある組織となり、活動が強化されることが期待されます。また、担当地域において現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設されることによりまして、現在、農地集積を進めております農地中間管理機構などと連携を強化し、農地集積が一層進むことが期待できるものと考えております。

県としましては、今回の改正を契機としまして、担い手への集積、集約化、耕作放棄地の発生防止解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化の推進に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、農業生産法人制度の改正についてでございます。農地法の改正が一部行われまして、農業生産法人要件を満たしている法人が、六次産業化等を図り、経営を発展させようとする場合の障害を取り除くなどの観点から、農業生産法人要件が見直されました。

改正の主な内容としましては、農地を所有できる法人の要件緩和としまして、法人の呼称を農業生産法人から農地所有適格法人に改称します。それから、議決権要件が改正されまして、現在のところ農業者以外は4分の1以下だったものが2分の1未満に緩和されました。役員の農作業従事要件につきましては、現在、役員の過半数が農業に従事し、かつ

その過半数が農作業に従事する必要であったものが、農作業に従事する役員は 1 人以上に緩和されたところでございます。

これまで農業生産法人が六次産業化を図ろうとした場合に、外部から資金調達を行うことにより、構成員要件が農業生産法人の要件に該当しなくなる可能性があったこと、また加工、販売のウエートを高めていけば、役員農作業のウエートが減り、農作業従事要件を満たさなくなるおそれがあるということもございました。今回の改正によりまして、役員要件、議決権要件が緩和され、従来に比べまして農業生産法人が独自産業に容易に参入できる環境が整うことから、本制度を適切に運用しまして、本県農業の成長産業化に生かしてまいりたいと考えております。

古川委員

これから政省令なども整っていくと思いますので、しっかりと情報収集していただいて、今回の改正で徳島県の農業が良くなっていくように目指していただきたいと思います。

農協については、各地域の農協が創意工夫してやっていけるということをうたわれていますので、そのあたりしっかりと後押しして。やっぱりきめ細かい支援、調整が大事だと思いますので、手間を掛けてやってほしいと思います。

農業委員会については、農地利用の適正化推進委員さんが農地の集約のほうとも連携しながらやっていくということなので、やっぱり使われていないような農地を集約していくというのは大事な方向性と思うので、しっかりやってほしいと思います。

ただ、単にもうかるだけというんじゃなくて、やっぱり産業として持続性というのは大事だと思いますので、そのあたりの視点もきちんと持った上で、上滑りにならないような感じでやってほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

岡委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま、審査いたしました農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第 1 号、議案第 7 号、議案第 12 号、議案第 13 号、議案第 14 号

これをもって、農林水産部関係の審査を終わります。
以上で、本日の経済委員会を閉会いたします。（14時08分）